

## 多胎児家庭支援事業の実施について

区は、すべての子育て家庭に対し、不安や悩みを抱えることなく安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行ってきました。

とりわけ、多胎児家庭では、同時に2人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的な負担等を持つことが少なくないため、これまで保健センターでは妊娠期から継続して支援を行うほか、多胎児家庭の情報交換と交流の機会を提供するなど取組を進めてきたところです。

今般、国及び東京都において、補助金事業のメニューに多胎児家庭を支援するための事業が新設されたことから、これらの補助金を活用して多胎児家庭の負担軽減を図ることにより、多胎児家庭が安心して子育てできる環境を整備するため以下の取組を進めることとしましたので報告します。

### 1 事業内容

事業名	事業の対象	内容
(1) 移動経費補助	3歳未満の多胎児を育児中の世帯	区が実施する母子保健事業及び多胎児家庭を対象とした交流会等を利用するために必要なタクシー料金の助成 (補助率) 都 10/10 (補助基準額) 24,000 円/年
(2) 多胎ピアサポート事業	多胎妊産婦等	各保健センターで実施している「ふたごの会」(多胎妊産婦や多胎児家庭を対象とした交流会等)において、国・都からの補助を活用し、多胎育児経験者や専門職等による相談、講演会を実施 (補助率) 国 1/2、都 1/2 (補助基準額) 215,000 円/月
(3) 多胎児家庭サポーター事業	多胎妊婦及び3歳未満の多胎児を育児中の世帯	家事育児サポーターが多胎児家庭を訪問し、家事・育児等を支援(※) (補助率) 国 1/2、都 1/2 (補助基準額) 2,700 円/時間 (利用者負担) 課税世帯については、一部利用者負担を想定

(※) 多胎児家庭サポーター事業の実施により、区が独自に実施している既存の産前・産後支援ヘルパー事業のうち、多胎児家庭に係る部分を移行する。

### 2 事業期間

令和2年度から6年度(5年間)

※令和7年度以降については、事業実績等の検証を行った上で決定する。

### 3 今後の主なスケジュール(予定)

令和2年 9月 第3回区議会定例会に補正予算案を提出

11月 事業開始